

既存住宅（増築・改築）の 長期優良住宅認定制度について

平成 28 年 4 月 1 日より、従来の新築住宅に加えて、既存住宅で増築又は改築を行う場合の認定制度が開始されました。

※長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する告示
(平成 28 年 2 月 8 日 国土交通省告示第 293 号)

●対象となる住宅

○既存住宅で、構造及び設備などを長期使用構造等とするための性能向上工事を行い、増改築の認定基準に適合させる住宅が対象です。

耐震性

例) ・筋かい又は面材を設置し、
耐力壁とする工事
・屋根を瓦屋根からスレート
屋根に変更する工事

省エネルギー性

例) ・開口部の断熱性能を向上する
工事

劣化対策

例) ・外壁に通気層を設けた構造
とする工事

維持管理・更新の容易性

例) ・専用配管とする工事

○増改築工事を全く含まない場合や、長期使用構造等と関係のない工事のみの場合は対象となりません。

<例>

- ・劣化部材の補修
- ・屋根や外壁の塗装
- ・防水工事
- ・設備機器の補修

●認定基準等

- 増改築部分だけでなく、既存部分についても認定基準に適合する必要があります。
- 増改築の認定申請には、「状況調査書」の添付が必要になります。

お問い合わせ先

四日市市都市整備部建築指導課
許可認定係（本庁 4 階）

TEL : 059-354-8183

FAX : 059-354-8404